

ご遺族の方へ

糸満市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47210>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

糸満市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

糸満市役所 098-840-8111(代表)

もくじ

チェックリスト	P2
市役所や公的機関等での手続き一覧	P3
身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ(目安)	P5
1. 死亡届について	P7
2. 年金の手続きについて	P9
3. 障がい福祉の手続きについて	P10
4. 介護保険について	P10
5. 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の手続きについて	P11
6. 亡くなられた方に児童がいる場合	P12
7. 亡くなられた方が教育・保育施設等を利用している場合	P12
8. 税の手続きについて	P13
9. 住宅関係の手続きについて	P15
10. 農業関係の手続き	P17
11. 農地相続について	P17
12. 森林相続について	P18
13. 亡くなられた方が犬を飼われていた場合	P18
14. その他の主な手続き	P19

● チェックリスト

【おくやみ手続きナビ利用案内】

WEBで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きの確認もできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47210>



故人について当てはまる情報に✓チェックをつけてください。

✓チェックがついた項目は、該当ページでご確認ください。

	確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/>	P8
障がい福祉	障がい者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P10
年金	国民年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	P9
	農業者年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	P17
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	P10
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/>	P10
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	P11
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	P11
子育て	こども医療費助成の受給資格者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P12
	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/>	P12
	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/>	P12
	ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P12
税金	住民税(市県民税)を課税されていましたが?	<input type="checkbox"/>	P13
	固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P13
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P14
農林・ 森	農地を所有されていましたが?	<input type="checkbox"/>	P17
	森林を所有されていましたが?	<input type="checkbox"/>	P18
その他	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/>	P15
	住宅(建物)をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	P16
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/>	P19
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/>	P20
	犬の飼い主でしたか?	<input type="checkbox"/>	P18

● 市役所や公的機関等での手続き一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

区分	お問い合わせ内容	担当部署	窓口	ページ
戸籍	死亡届について	市民課	市役所本庁舎1階1番窓口	P7
住民登録	世帯主変更について	市民課	市役所本庁舎1階1番窓口	P8
	印鑑登録証やマイナンバーカード等について			
年金	年金の手続きについて	市民課	市役所本庁舎1階7番窓口	P9
		那覇年金事務所	098-855-1113	P9
	農業者年金について	農業委員会	市役所本庁舎2階北側	P17
障がい	障がい福祉の手続きについて	障害福祉課	市役所本庁舎1階12番窓口	P10
介護保険	介護保険について	介護長寿課	市役所本庁舎1階14～16番窓口	P10
健康保険	国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の手続きについて	国民健康保険課	市役所本庁舎1階8番窓口	P11
子ども	亡くなられた方に児童がいる場合	子ども未来課	市役所本庁舎2階22番窓口	P12
	亡くなられた方が教育・保育施設等を利用している場合	保育子ども園課	市役所本庁舎2階23番窓口	P12
税金	住民税(市県民税)について	税務課	市役所本庁舎2階24番窓口	P13
	所得税、相続税について	那覇税務署	所得税への質問は個人課税部門 相続税への質問は資産課税部門 098-867-3101(代)	P13
	固定資産税	税務課	市役所本庁舎2階25番窓口	P13

区分	お問い合わせ内容	担当部署	窓口	ページ
税金	納税に関する 相談について	税務課	市役所本庁舎2階26番窓口	P14
バイク 自動車・	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 市民税係 098-840-8128		P14
		125ccを超えるオートバイの場合 沖縄県総合事務局 陸運事務所 050-5540-2091		P14
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会 沖縄事務所 050-3816-3126(コールセンター)		P14
市営住宅 ・ 県営住宅	市営住宅関係の 手続きについて	まちづくり課	市役所本庁舎3階北側	P15
	県営住宅関係の 手続きについて	沖縄県 住宅供給公社	098-917-2206	
空家	住まいが空家と なる場合	まちづくり課	市役所本庁舎3階北側	P16
農地・ 森林	農地相続について	農業委員会	市役所本庁舎2階北側	P17
	森林相続について	農政課	市役所本庁舎2階北側	P18
飼い犬	亡くなられた方が 犬を飼われていた場合	市民生活環境課	市役所3階北側18番窓口 098-840-8124	P18

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き(26ページ参照) ○現所有者(相続人等)届 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 ○犬の登録事項変更等届 <p>(21・22ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(22ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(21ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付
(22ページ参照)

○相続登記の申請
(相続を知って3年以内)

糸満市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、3～4ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈3～4ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈26ページ〉
少し落ち着いてから
行う手続き一覧

1. 死亡届について 7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通

◇糸満市に届出を提出する場合は

【平日（8:30～17:15）】

市役所本庁舎1階市民課

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日～14日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね3週間～4週間

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民登録に関する手続き

◇世帯主変更届 ※亡くなられた方が糸満市に住民登録がある場合 14日以内

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

◇印鑑登録証（市民カード）、マイナンバー（個人番号通知）カード

◆手続き及びカードの返却は必要ありません。

※印鑑登録証（市民カード）はハサミを入れて破棄してください。

※マイナンバーカード（個人番号通知カード）は、相続手続きに必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課

電話番号 098-840-8125

MEMO

2. 年金の手続きについて

○未支給年金の請求（厚生年金受給者は那覇年金事務所での手続きになります）

亡くなられた方が年金受給者の場合、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求等の手続きができる場合があります。

→年金受給者である亡くなられた方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

◆必要書類 ※請求者の状況により必要書類は変わります。

- ・請求者の戸籍謄（抄）本 ※関係がわかるもの
- ・請求者の通帳
- ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（別住所・別世帯の場合のみ）
- ・亡くなられた方の年金証書
- ・窓口に来る方の免許証等の本人確認書類
- ・委任状（別住所・別世帯の方が手続きをする場合のみ）

○国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等が請求できる場合がありますので、下記の担当係にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国民年金係
電話番号 098-840-8125

MEMO

3. 障がい福祉の手続きについて

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障害福祉課 手帳・医療・給付係

電話番号 098-840-8103

4. 介護保険について

糸満市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続き、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、窓口に来る方の身分証、相続人の方の通帳をお持ちください。要介護認定申請中の方は、申請取下げの必要があるか確認しますので、窓口にてお声かけください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

介護長寿課 管理係・認定給付係

電話番号 098-840-8133

MEMO

5 - 1. 国民健康保険の手続きについて

糸満市の国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合は、資格確認書の返却及び資格喪失届の手続きを窓口で行ってください。また、葬祭を行った方に対して葬祭費の支給があります。

◆資格喪失の手続きに必要なもの

1. 亡くなられた方の資格確認書
2. 手続きする方の身分証

◆葬祭費支給申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の資格確認書（すでに返却された場合は不要）
2. 喪主氏名が確認できるもの（葬祭・火葬費用等の領収書、会葬礼状など）
3. 喪主の預金通帳
4. 手続きする方の身分証（喪主の代理人が手続きする場合は、喪主と代理人の身分証が必要）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

5 - 2. 後期高齢者医療制度加入者の手続きについて

◇沖縄県後期高齢者医療保険に加入されていた方の手続きについて

資格確認書の返却及び未支給の高額療養費等がある場合の相続人の指定や振込口座の変更などの手続きがあります。また、葬祭を行った方に対して葬祭費の支給があります。

◆相続人の指定に必要なもの

1. 亡くなられた方の資格確認書またはマイナンバーカード
2. 相続人のうち代表者1人の預金通帳
3. 手続きする方の身分証

◆葬祭費支給申請に必要なもの

1. 葬祭を行った方が確認できるもの（葬祭・火葬費用等の領収書、会葬礼状など）
2. 葬祭を行った方の預金通帳
3. 手続きする方の身分証

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国民健康保険課
電話番号 098-840-8127

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父または母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

こども未来課 こども政策係
電話番号 098-840-8191

7. 亡くなられた方が教育・保育施設等を利用している場合

教育・保育施設等を利用中の児童が亡くなられた場合は、退所届を提出する必要があります。また、保護者の方が亡くなられた場合は、変更届（世帯状況）を提出する必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

保育こども園課 保育・こども園係
電話番号 098-840-8131

MEMO

8. 税の手続きについて

◇住民税（市県民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税係
電話番号 098-840-8128

所得税・相続税についてのお問い合わせ
那覇税務署（所得税は個人課税部門・相続税は資産課税部門）
電話番号 098-867-3101（代表）

◇固定資産税

固定資産（土地または家屋）の所有者が亡くなられた場合、相続登記をするまでの間、その固定資産は現所有者（相続人等）の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。糸満市税条例第74条の3に基づいて地方税法第384条の3に規定する現所有者の申告が義務化されたことにより、現所有者は市に対して申告をする必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 資産税係
電話番号 098-840-8128

MEMO

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 市民税係
電話番号 098-840-8128

125cc を超えるオートバイ

沖縄県総合事務局 陸運事務所
電話番号 050-5540-2091

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 沖縄事務所
電話番号 050-3816-3126（コールセンター）

◇納税に関する相談について

亡くなられた方の市税等未納の確認または納税相談をされるときは、下記へご連絡ください。相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。関係書類（納税通知書、督促状、催告書など）があれば、ご持参ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 収納係
電話番号 098-840-8129

◇口座振替停止の手続き

亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口、金融機関にて口座振替の停止の手続きが必要です。なお、未納がある場合は納付書でのお支払いとなります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 管理係
電話番号 098-840-8129

9. 住宅関係の手続きについて

◇市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、まちづくり課市営住宅係へお問い合わせください。

◇必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）の写し 1部

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

まちづくり課 市営住宅係
電話番号 098-994-8230

MEMO

◇住まいが空家となる場合

概ね1年以上使用されていない住まい（建物）は、空家となり、放置され続けた場合は、様々なトラブルを起こす可能性があります。

- ① 放火の標的となりやすくなります。
- ② 換気不足により、湿気や雨漏り等で建物の劣化が急激に進みます。
- ③ 誰も通っている様子のない家屋は、不審者に狙われやすく、小動物が住み着く場合もあります。
- ④ 草木の繁茂で、蚊やハブの発生等、隣地や地域住人の方に迷惑がかかります。
- ⑤ 台風時など思わぬ事で、加害者になる場合もあります。
- ⑥ 「特定空家」に認定されると、固定資産税の住宅用地特例の対象からの除外や、行政代執行による強制除却になる場合もあります。

以上の点から、空家の適正管理が重要となります。

下記の担当課にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

まちづくり課 市営住宅係
電話番号 098-994-8230

MEMO

10. 農業関係の手続き

◇ 農業者年金について

農業者年金死亡届、未支給年金請求、または死亡一時金請求の届出をJA糸満支店または、糸満市農業委員会に提出してください。

◆ 持ち物

- ・ 農業者年金証書
※紛失の場合は、届出する窓口でご相談ください。
- ・ 死亡年月日が確認できる書類
- ・ 請求者の印鑑（認印）
- ・ 請求者の預金通帳
- ・ 請求者と死亡者の関係を証明する書類（戸籍謄本）

11. 農地相続について

◇ 農地の相続を受けたとき

法務局で相続登記の手続きを取られたあと、農業委員会で相続の届出書を記載し、提出する必要があります。

◆ 手続きに必要なもの

- ・ 相続された方の印鑑
- ・ 土地の相続登記簿の写し

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

糸満市農業委員会事務局
電話番号 098-840-8150

MEMO

12. 森林相続について

◇地域森林計画対象森林の土地の相続を受けたとき

法務局で相続登記の手続きを取られたあと、農政課で森林の土地の所有者届出書を記載し、提出する必要があります。

【期限】

所有者となった日から90日以内

◆手続きに必要なもの

- ・土地の位置を示す地図
- ・土地の「登記事項証明書」(写しも可) または、その他届け出の原因を証明する書面(土地売買契約書、相続分割協議の目録など)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農政課 農政係
電話番号 098-840-8134

13. 亡くなられた方が犬を飼われていた場合

◇犬の登録事項変更等届出書

犬を飼われていた方が亡くなられたときは、30日以内に犬の登録事項変更等届出書を提出してください。

犬の所有権を承継した方が糸満市外で飼われる場合は、その市町村で届出を行ってください。(狂犬病予防法第4条)

なお、犬の引き取りについて糸満市は行っていませんのでご了承ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民生活環境課 生活環境係
電話番号 098-840-8124

MEMO

14. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>〈手続き先〉 年金事務所</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまい等の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
 必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

6 個人墓の設置

個人墓の設置は、原則認められておりません。
 (やむを得ず個人墓を設置する際は、市民生活環境課でご相談ください)

〈お問い合わせ〉

糸満市役所 市民生活環境課 生活環境係
 電話番号: 098 (840) 8124
 FAX: 098 (840) 8155

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
<input checked="" type="checkbox"/>	土地・家屋の相続登記	3年以内	被相続人が所有する固定資産(土地・家屋)の名義を、相続人等に変更する必要があります。 資産のある地域を管轄する地方法務局へご確認ください。

あなたの相続手続きを応援します！

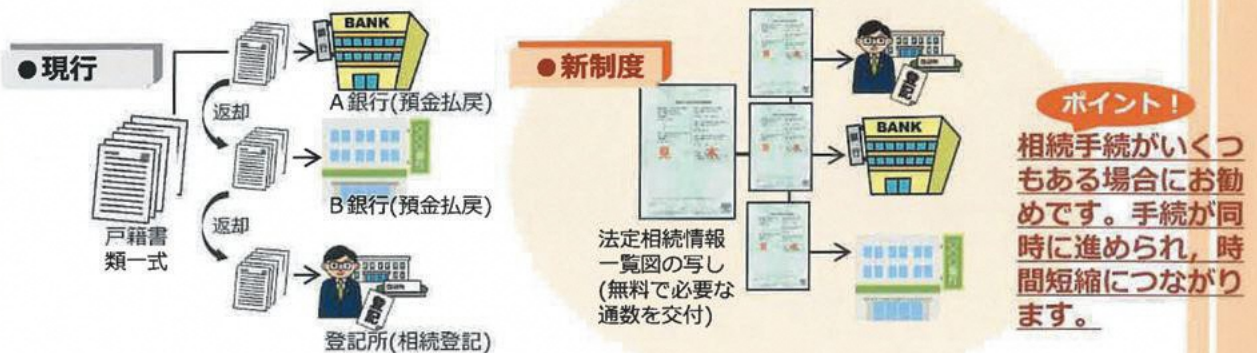
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP!～



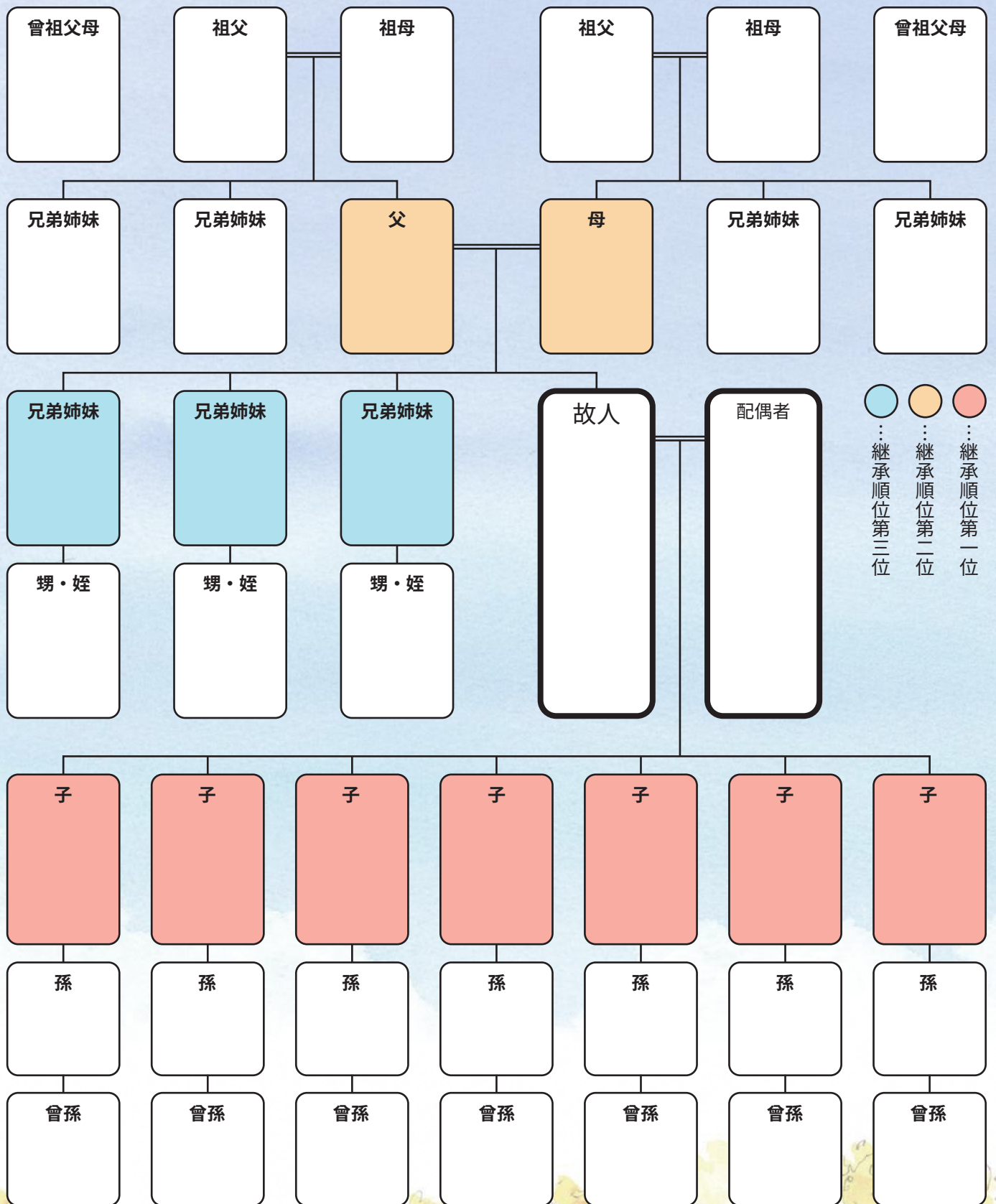
法定相続情報一覧図の写しの交付
戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

那覇地方法務局 (☎098-854-7952)

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		糸満市市民健康部 市民課窓口係 ☎098-840-8125	パスポート 死亡が確認できる書類 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	上下水道料金の名義 変更・解約(閉栓)		糸満市水道部 総務課水道業務係 ☎098-995-2456	届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車	陸運事務所 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能	
<input checked="" type="checkbox"/>	土地、家屋の名義変更 (相続登記の申請)	3年以内	法務局	法務局に確認

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から**義務化**されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」

 法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

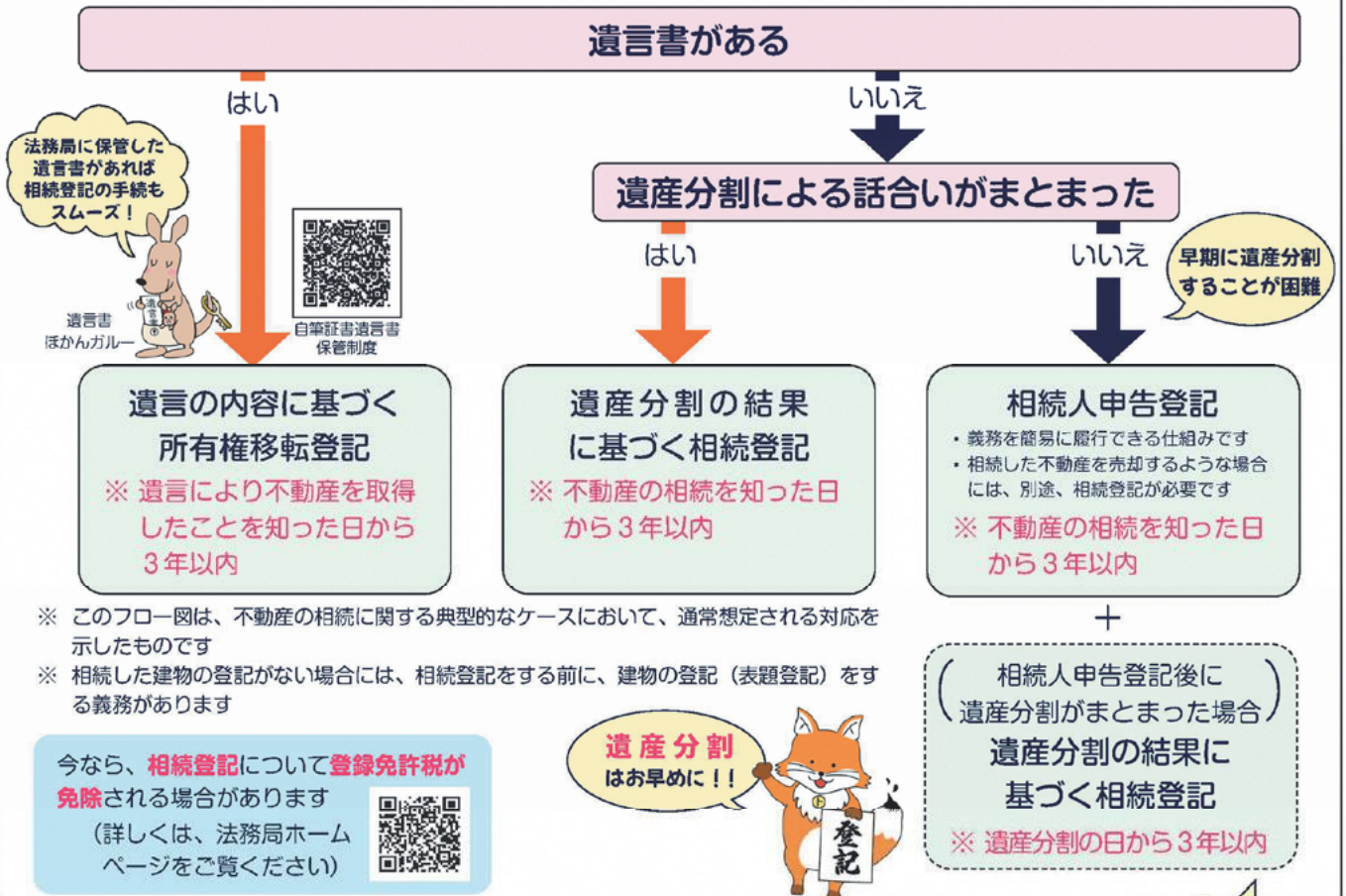
法務省 相続登記

検索



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
こちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）



備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

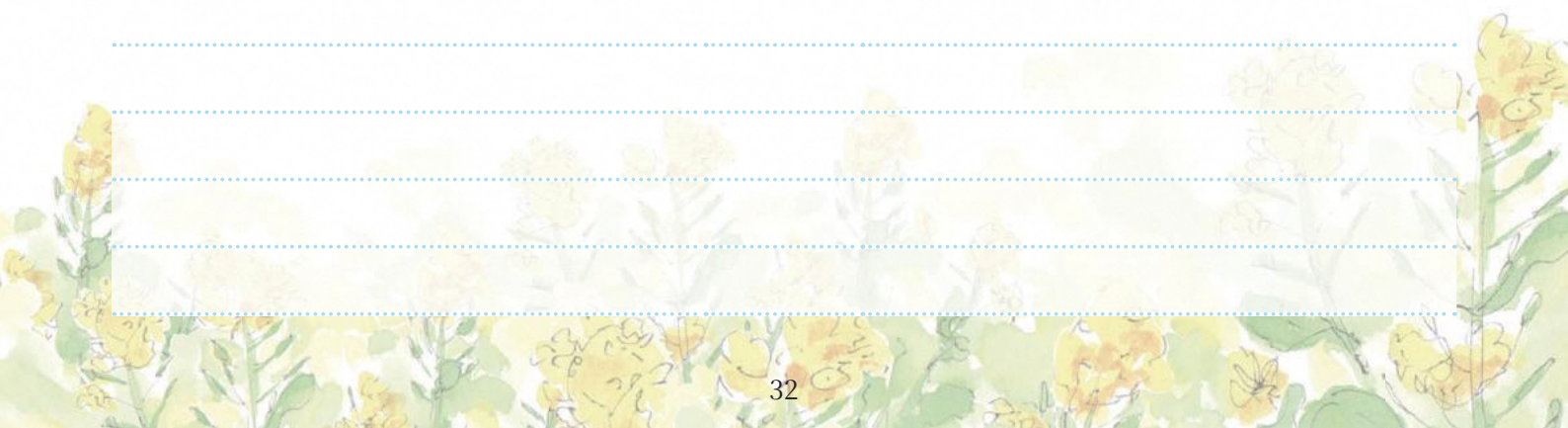


法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

MEMO



MEMO



発行 糸満市市民課
編集・制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月作成

